

# 政府調達促進パッケージ（案）

2026年4月

内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局

経済産業省

# 戦略17分野におけるスタートアップ政府調達促進パッケージ

- 経済安全保障・防衛デュアルユースの観点で戦略17分野の主要製品・技術等に係るスタートアップによる技術実装を加速するとともに、政府機能への新技術の導入を進めるため、政府調達を促進するための各種取組を推進する。

	研究開発支援	試験導入・運用	本格調達
現行の対応	<p><b>SBIR*による一貫した支援</b> * Small/Startup Business Innovation Research</p> <p>フェーズ1 (PoC・F/S支援) → フェーズ2 (実用化開発支援) → フェーズ3 (技術実証等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 委託費等を個別に要求・執行</li> <li>● スタートアップ随契*等調達の仕組みは用意</li> </ul> <p><small>* 高度かつ独自の新技術を有するスタートアップ等との随意契約（スタートアップ技術提案評価方式）</small></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 官公需の基本方針に基づく政府全体でのSU調達の推進 (新規中小企業者3%の目標を含む)</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新たな研究開発テーマに対して十分に配慮されていない。</li> <li>● 調達側の求めるスペックが不明確で、研究開発と調達との連携が弱い。</li> <li>● SU側・省庁側双方にノウハウが不足。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 予算化・手続に時間がかかり見通しが立たない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 長期の調達見通しが示されず、SUによる投資・資金調達が困難。</li> <li>● 各省庁の調達側の能力が限定的。</li> </ul>
	<p>● <b>実環境下における試験導入・評価の取組としては不十分。</b></p> <p>契約等の運用において、SUへの<b>資金的負担が大きく</b>（後払い、保証金等）、<b>迅速性・柔軟性に欠ける</b>等、SUの参入を阻害しているとの指摘</p>		
対応の方向性(案)	<p><b>戦略17分野における本格調達に向けたSBIRの強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ① <b>大規模技術実証支援の強化</b></li> <li>● ② <b>政府における本格調達を前提とした研究開発・試験導入・評価・運用の強化（委託）</b></li> <li>● ③ SUの参入拡大のための<b>迅速性・柔軟性の向上等を図る契約等の運用指針</b>の策定</li> <li>● ④ 調達につながるまでの<b>SUへの伴走支援体制の確立</b></li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● ⑤ 各省庁の<b>改善計画策定</b>、デジタルマーケットプレイスなど<b>カタログの活用推進</b></li> <li>● ⑥ <b>再委託先も含むスタートアップ参入機会拡大、開示推進</b></li> </ul>

# スタートアップの公共調達への加速に向けた契約等の運用指針の策定

- スタートアップが政府調達に参入しやすい環境整備を図る観点から、研究開発支援から本格調達に至るまで国等のスタートアップとの契約等における資金的負担の軽減や迅速性・柔軟性の向上を図るべく、契約等の全府省等・独法等の統一的な運用指針\*を作成する。

\*併せて、運用定着を図るため、契約条項等の雛型（スタートアップ調達モデル契約）やスタートアップ向けに簡素化された経費処理マニュアル（スタートアップ調達事務処理マニュアル）の作成を検討。

## 基本的な考え方（案）

- スタートアップが大きく成長するためには、スタートアップの提供する製品・サービスの**市場・需要を政府が主導して創出**することが重要。
- また、拡大・多様化する行政課題への対応に向けて、政府は、調達実績が豊富な企業のみならず、**高度な技術を持つ新しい調達先を積極的に検討**するとともに、**将来的な調達先の育成**を図るべきであり、その有力な候補がイノベーションの担い手であるスタートアップである。
- 他方で、スタートアップは過去の調達実績や資金力が限定的であり、必ずしも**十分に参入機会が確保されてこなかった**。
- 特に、研究開発・実証事業においては、長期・大規模にわたる投資が必要であることから、予め詳細な仕様を確定することが困難等の特性を有しており、**現行の一般的な運用をそのまま適用することがなじまない場合がある**。
- そこで、スタートアップが政府調達に参入しやすい環境整備を図る観点から、研究開発支援から本格調達に至るまで国等のスタートアップとの契約等における**資金的負担の軽減や迅速性・柔軟性の向上**を図るべく、スタートアップによる政府調達の参入が想定される**契約等の全府省等・独法等の統一的な運用指針を作成**する。

※1：契約の履行が確実な相手方と認められ、契約の保証金が必要とないと認められる場合。

※2：国においては会計法第29条の3第4項又は同条第5項に基づき、例えば契約の性質や目的が競争性を許さない場合又は契約に係る予定価格が少額である場合等に限る。

## 運用指針における項目（案）

項目（例）	現行の一般的な運用や指摘されている課題	対応の方向性（案）
入札参加機会	J-Startup選定企業等のスタートアップ等の入札参加資格要件を緩和。	入札公告への反映等、拡大したスタートアップ等の入札参加資格の対応状況の確認と確実な運用。
調達方式	高度かつ独自の新技术を有するスタートアップとの随意契約が可能な仕組み（スタートアップ技術提案評価方式）を創設。	スタートアップ技術提案評価方式を積極的に活用。
契約保証金	契約時に保証金の納付が求められ、スタートアップの資金繰りを圧迫する場合あり。	全省庁統一参加資格を有する者との契約において契約保証金を免除※1。
計画変更	計画変更の閾値が低い場合に、変更承認プロセスによる遅れが生じる場合あり。	柔軟性や迅速性が求められる場合等、事業に応じた適切な閾値を設定。
支払い	後払いの場合に、スタートアップの資金繰りを圧迫する場合あり。	概算払や前金払、部分払を積極的に活用。
本格調達時の再契約	国の研究開発事業の成果に基づく調達であっても、原則として本格調達に当たり再入札が必要。	国の研究開発事業の成果に基づく本格調達について随意契約を活用※2。

上記項目及び対応は例であり、その他項目も含めて今後継続的に検討予定。